

(趣 旨)

第1条 この内規は，群馬大学研究・産学連携推進機構研究・産学連携戦略本部規程第3条第2項の規定に基づき，群馬大学研究・産学連携推進機構研究・産学連携戦略本部研究U R A室（以下「研究U R A室」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 研究U R A室は，群馬大学（以下「本学」という。）の研究戦略及び産学連携戦略を踏まえ，本学の研究力の強化に資することを目的とする。

(業 務)

第3条 研究U R A室は，前条の目的を達成するため，次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の研究活動等の調査・分析に関すること。
- (2) 科学技術・学術政策等の動向把握等に関すること。
- (3) 競争的資金等に係る情報収集・分析及び申請支援に関すること。
- (4) プロジェクト研究推進の支援に関すること。
- (5) 産学官連携推進の支援に関すること。
- (6) その他研究U R A室の目的を達成するために必要な事項

(職 員)

第4条 研究U R A室に，室長を置く。

2 研究U R A室に副室長を置くことができる。

(室 長)

第5条 室長は，理事（研究・企画担当）をもって充てる。

2 室長は，研究U R A室の業務を掌理する。

(副 室 長)

第6条 副室長は，室長が指名する職員をもって充て，室長を補佐する。

(運 営)

第7条 研究U R A室の円滑な運営に関し必要な事項は別に定める。

(事 務)

第8条 研究U R A室の事務は，関係部課等の協力を得て，研究推進部において処理する。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は，学長が行う。

附 則

この内規は，令和3年4月1日から施行する。